白岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める 条例及び白岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものである。

### 2 改正の概要

(1) 第1条関係 白岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を 定める条例の一部改正

## ア 第2条関係

引用省令の名称を改め、災害等の場合の適用除外について追加するなど、 所要の文言整理を行う。

## イ 第3条~第6条関係

道路の種別として、「自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を追加するなど、所要の文言整理を行う。

#### ウ 第12条関係

エレベーター籠及び昇降路の出入口の戸の構造について、籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とする旨文言を追加するなど、所要の文言整理を行う。

#### 工 第13条関係

移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路の構造の定めについて、 条内に限定するため、所要の文言整理を行う。

#### 才 第30条~第44条関係

旅客特定車両停留施設に関する規定を加えるため、新たに章を追加すると ともに、所要の文言整理を行う。

また、当該法律の一部改正に伴い、本条例における条ずれを整理する。

(2) 第2条関係 白岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

第5条第4項関係

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条(定義)の改正に伴い、第16号(特定建築物)を第18号、第18号(建築物特定施設)を第20号に改める。

# 3 施行期日

公布の日から施行する。